

千葉市政担当記者 様

平成29年4月20日
消防局予防部予防課査察対策室【消防法関係】
電話 202-1662
都市局建築部建築指導課【建築基準法関係】
電話 245-5834 内線 6581

大規模倉庫に対する立入検査の実施結果について

千葉市では、平成29年2月16日に埼玉県三芳町の大規模倉庫で発生した火災を踏まえ、市内における同種施設での火災を未然に防止するため、全国一律で対象となった延べ面積50,000㎡以上の倉庫のほか、消防用水の設置が必要となる延べ面積15,000㎡以上の倉庫まで独自に対象を拡大し、消防局と都市局が連携して立入検査（緊急査察）を実施しました。

このたび、検査の結果がまとまりましたので、お知らせします。

1 実施期間

平成29年3月2日（木）～平成29年4月13日（木）

2 実施施設（立入検査対象）

- | | |
|-----------------------------|------|
| ① 延べ面積50,000㎡以上の倉庫 | 1施設 |
| ② 延べ面積15,000㎡以上の倉庫（ただし①を除く） | 14施設 |

3 検査結果（※詳細は別紙「対象施設の検査実施状況」のとおり）

立入検査を実施した全15施設のうち10施設（延べ面積50,000㎡以上のもの1施設を含む）で消防法又は建築基準法上の指摘事項がありました。

主な内容は次のとおりです。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 防火管理体制の不備 | 4施設 |
| (2) 消防用設備等の維持管理の不備 | 4施設 |
| (3) 避難施設等の維持管理の不備 | 7施設 |
| (4) 防火区画の設置状況の不備 | 1施設 |

※（3）避難施設等の維持管理の不備については、消防法関係と建築基準法関係で類似する検査項目内容となっており、上記はいずれかの法関係において指摘事項があった施設数。

4 今後の対応

施設の所有者等に対し、指摘事項に対する改善の報告を求め、速やかな改善を促すとともに、履行状況に応じて是正指導や違反処理を行い安全の確保に努める。